

日高博愛園しおや料金表

◇ 基本単価

◎ 登録の方（月につき）

要介護度	基本単価	利用料	利用者負担額		
			1割の方	2割の方	3割の方
要支援 1	3,418	¥34,180	¥3,418	¥6,836	¥10,254
要支援 2	6,908	¥69,080	¥6,908	¥13,816	¥20,724
要介護 1	10,364	¥103,640	¥10,364	¥20,728	¥31,092
要介護 2	15,232	¥152,320	¥15,232	¥30,464	¥45,696
要介護 3	22,157	¥221,570	¥22,157	¥44,314	¥66,471
要介護 4	24,454	¥244,540	¥24,454	¥48,908	¥73,362
要介護 5	26,964	¥269,640	¥26,964	¥53,928	¥80,892

◎ 短期利用の方（1日につき）

要介護度	基本単価	利用料	利用者負担額		
			1割の方	2割の方	3割の方
要支援 1	421	¥4,210	¥421	¥842	¥1,263
要支援 2	526	¥5,260	¥526	¥1,052	¥1,578
要介護 1	567	¥5,670	¥567	¥1,134	¥1,701
要介護 2	634	¥6,340	¥634	¥1,268	¥1,902
要介護 3	703	¥7,030	¥703	¥1,406	¥2,109
要介護 4	770	¥7,700	¥770	¥1,540	¥2,310
要介護 5	835	¥8,350	¥835	¥1,670	¥2,505

■加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算名称	単位	利用料	利用者負担額			算定回数・要件等
			1割の方	2割の方		
初期加算	30	¥300	¥30	¥60	¥90	利用を開始した日から30日間に係る1日当たりの加算料金です。 30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も算定します。
認知症加算 (Ⅰ)	800	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	日常生活に支障のきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者(日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ)の場合に算定する1月当たりの加算料金です。
認知症加算 (Ⅱ)	500	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	要介護2であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者(日常生活自立度Ⅱ)の場合に算定する1月当たりの加算料金です。
若年性認知症受入加算 (介護)	800	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する。1月当たりの加算料金です。
若年性認知症受入加算 (予防)	450	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定する。月当たりの加算料金です。
看護職員配置加算Ⅰ	900	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700	専従の看護師を1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。
看護職員配置加算Ⅱ	700	¥7,000	¥700	¥1,400	¥2,100	専従の准看護師を1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。
看護職員配置加算Ⅲ	480	¥4,800	¥480	¥960	¥1,440	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。

加算名称	単位	利用料	利用者負担額			算定回数・要件等
			1割の方	2割の方		
栄養スクリーニング加算	5	¥50	¥5	¥10	¥15	従業者が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態を確認、情報を担当介護支援専門員に提供した場合。6月に1回の加算です。
訪問体制強化加算	1,000	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000	登録者の居宅における生活を継続するために、サービスの提供体制を強化した場合に算定する1月当たりの加算料金です。
総合マネジメント体制強化加算	1,000	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000	利用者の心身の状況又はその家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員等が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行い、かつ、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している場合に算定する1月当たりの加算料金です。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	¥1,000	¥100	¥200	¥300	介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づく介護を行った場合。初回のみ、1月当たりの加算です。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	¥2,000	¥200	¥400	¥600	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として、利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等で、上記専門職と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした計画を作成し、それに基づく介護を行った場合。その初回より3月の間算定。(Ⅰ)を算定する場合には、この加算は算定いたしません。1月当たりの加算です。

加算名称	単位	利用料	利用者負担額			算定回数・要件等
			1割の方	2割の方	3割の方	
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	640	¥6,400	¥640	¥1,280	¥1,920	小規模多機能型居宅介護費を算定している場合で、当該加算の体制・人材要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	21	¥210	¥21	¥42	¥63	短期利用居宅介護費を算定している場合で、当該加算の体制・人材要件を満たす場合の1日当たりの加算料金です。
介護職員処遇改善加算	利用単位数合計に1000分の102を乗じた額		その額の1割	その額の2割	その額の3割	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。
介護職員等特定処遇改善加算	利用単位数合計に1000分の15を乗じた額		その額の1割	その額の2割	その額の3割	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。 (介護職員処遇改善加算を除く合計に乗じます)

※ 要介護度別に応じて定められた金額（省令によって変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。

※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

登録者が指定（介護予防）短期入所生活介護、指定（介護予防）短期入所療養介護、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護又は指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは指定複合型サービスを受けている間、若しくは他の事業所において指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を受けている間は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護費は算定しません。

◇ その他費用

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用有無	単位	利用料
食事の提供に関する費用	朝食 192円	保険給付外	1回	192円
	昼食 600円			600円
	夕食 600円			600円
宿泊に要する費用	<宿泊室の詳細> 広さ 13.2平方メートル 定員数 全室個室、9部屋	保険給付外	1泊	2,000円 (税抜き)
各種おむつ代	形状等によって金額が異なります。詳しくは職員にお問い合わせください。			

6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。